

平成 20 年第 1 回
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

平成 20 年 2 月 19 日 開会
同 日 閉会

もくじ

○ 議事日程	P1
○ 本日の会議に付した事件	P1
○ 出席議員	P1
○ 欠席議員	P1
○ 説明のため出席した者の職氏名	P1
○ 職務のため出席した者の職氏名	P1
○ 開会	P2
○ 日程第1 諸般の報告	P2
○ 日程第2 議席の指定	P2
○ 日程第3 会議録署名議員の指名	P3
○ 日程第4 会期の決定	P3
○ 日程第5 議案第1号から議案第8号まで（提案説明）	P3
○ 日程第6 平成20年陳情第1号から平成20年陳情第8号	P6
○ 日程第7 議案第1号から議案第8号まで（質疑・討論・採決）	P8
○ 日程第8 議案第9号	P9
○ 日程第9 議員提出議案第1号	P10
○ 日程第10 議会閉会中の継続審査申し出	P12
○ 閉会	P12

平成20年第1回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成20年2月19日（火） 午後2時開議

○ 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」から議案第8号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」まで（提案説明）
- 日程第6 平成20年陳情第1号「後期高齢者医療制度に関する陳情」から平成20年陳情第8号「陳情書」まで
- 日程第7 議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」から議案第8号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」まで（質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第9号「鳥取県後期高齢者医療広域連合の監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」
- 日程第9 議員提出議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合広域連合長の専決事項の指定について」
- 日程第10 閉会中の継続審査申出

○ 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ。

○ 出席議員（21名）

1 番 上杉 栄一 君	2 番 上紙 光春 君	4 番 吉岡 知己 君
5 番 松井 義夫 君	6 番 段塚 廣文 君	7 番 米村 一三 君
8 番 廣谷 直樹 君	9 番 谷川 輝久 君	10番 西川 憲雄 君
11番 松田 秋夫 君	12番 牧田 武文 君	13番 松本 繁 君
14番 井木 裕 君	15番 阪本 和俊 君	16番 橋井 満義 君
17番 鹿島 功 君	18番 森岡 幹雄 君	19番 西郷 一義 君
20番 福原 實 君	21番 佐々木 秀明 君	22番 池田 成弘 君

○ 欠席議員（1名）

3 番 谷口 秀夫 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 竹内 功 副広域連合長 榎本 武利
事務局長 西山 秀雄 業務課長 宮脇 収

○ 職務のため出席した者の職氏名

書記長 田中 弘之 書記 香川 佐織 書記 三谷 浩仁

午後 2 時 開会

開会

【上杉栄一 議長】

ただいまから、平成 20 年第 1 回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

現在の出席議員数は 21 人で定足数に達しております。

ただちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして報告事項がありますので、書記長に報告させます。

【田中弘之 書記長】

報告いたします。

谷口秀夫議員から所用のため本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

以上で報告を終わります。

【上杉栄一 議長】

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 諸般の報告

【上杉栄一 議長】

日程第 1、諸般の報告を行います。

平成 19 年 11 月 16 日付で倉吉市議会選出の山口博敬議員から辞職願が提出され、地方自治法第 126 条の規定に基づき、同日付で辞職を許可しました。

また、2 月 8 日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり議会運営委員会に付託しましたので報告します。

また、監査委員から報告のありました例月出納検査の結果報告書についてはお手元に配付のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議席の指定

【上杉栄一 議長】

日程第 2、議席の指定を議題とします。

倉吉市議会から選出された段塚廣文議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、

6 番に指定します。

日程第 3 会議録署名議員の指名

【上杉栄一 議長】

日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会中の会議録署名議員は、4 番、吉岡知己議員、21 番、佐々木秀明議員を指名します。

日程第 4 会期の決定

【上杉栄一 議長】

日程第 4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日 1 日にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。

したがって会期は本日 1 日に決定しました。

日程第 5 議案第 1 号から議案第 8 号まで (提案説明)

【上杉栄一 議長】

日程第 5、議案第 1 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」から議案第 8 号「平成 20 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」まで以上 8 案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内広域連合長。

[竹内功 広域連合長 登壇]

【竹内功 広域連合長】

提案理由の説明をいたします。

まず、議案の説明に先立ち、皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

昨年 2 月 1 日の広域連合設立以来、様々な準備や検討を行ってききましたが、いよいよ、

この後期高齢者医療制度の開始まで1ヶ月半となりました。

この後期高齢者医療制度は、高齢者の方の医療に深くかかわってくるものですから、今、住民のみなさんが大きな関心をもっておられることの1つであると考えております。

そういった意味でも、この広域連合議会が非常に重要な場であることを強く思っているところでございます。

本日提案させていただきます各議案につきましても、慎重にご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは各議案につきまして、説明申し上げます。

議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」でございます。これは高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、広域連合に後期高齢者医療特別会計を設置する条例を制定するものです。

次に議案第2号「後期高齢者医療制度臨時特例基金を設置する条例の制定について」でございます。これは、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の附則第4条に定める平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額及びその広報活動に要する費用に充てるために、広域連合に「後期高齢者医療制度臨時特例基金」を設置するためのものでございます。これは、いわゆる激変緩和措置によるもので、基金の積立金については、国から平成19年度中に「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」として交付される予定です。

次に議案第3号「鳥取県後期高齢者医療広域連合税外収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の制定について」でございます。これは、広域連合の財政運営を円滑に進める目的で分担金、使用料、加入金、過料その他の収入金について期限内に完納しない者に延滞金を加算して徴収するため必要な事項を定めるものです。

次に議案第4号「鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」でございます。これは、平成20年度から本格的に後期高齢者医療制度が始まり、情報システムを通じ、大量のしかも重要な個人情報を取り扱うこととなりますので、広域連合が保有する個人情報を現在より厳密に管理するために、実施機関又は委託先の職員に関する罰則を規定するものです。

次に議案第5号「鳥取県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」であります。これは、議案第4号と同様、広域連合の個人情報の管理

を厳密にするため、情報公開・個人情報保護審査会委員に対する罰則を規定するものです。

次に議案第6号「平成19年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてでございます。これは、歳入歳出それぞれ、2億7,489万7千円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ、4億6,440万円に変更しようとするものです。増額の主な理由としましては、議案第2号で提案しました後期高齢者医療制度特例基金への積立で、2億7,489万7千円を計上しております。

次に議案第7号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」についてであります。これは歳入歳出それぞれ5,081万5千円とするものであります。主なものとして、まず第1款、議会費でございますが、これは広域連合議会の運営等の経費として、総額142万4千円を計上させていただいております。次に第2款、総務費でございますが、これは主に広域連合の運営に必要な一般管理費、総務課所属の職員6名の人件費、選挙管理委員会及び監査委員の経費等として総額4,889万1千円を計上させていただいております。なお、全体として平成19年度と比較すると、3億5,542万5千円の減額となっておりますが、これは平成20年度から本格的に制度がはじまる関係で、職員の人件費のうち業務関係のもの及び民生費を後期高齢者医療特別会計へ計上したためのものです。

次に議案第8号「平成20年度鳥取県後期高齢者医療広域連合特別会計」についてでございます。これは平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まることに伴い設置する特別会計で、歳入歳出それぞれ619億2,900万6千円とするものでございます。そのなかで主なものをご説明させていただきます。まず第1款、総務費でございますが、職員9名及び非常勤職員2名の人件費、標準システムの管理費、被保険者はじめ住民等のご意見を伺う懇話会の運営経費、広報活動の経費など総額2億2,631万2千円を計上させていただいております。次に第2款、保険給付費であります。これは療養給付、訪問看護療養費、特別療養費、移送費などの平成20年4月から平成21年2月までの11ヶ月分の後期高齢者医療の被保険者に対する給付及び審査支払機関に委託する診療報酬審査の手数料、高額療養費又は葬祭費などで総額609億5,901万9千円を計上しております。次に第3款、県財政安定化基金拠出金5,871万5千円ですが、これは医療費の予想を超える増加や保険料の納付が見込みよりも大幅に少なかった場合に対応するため、法律に基づき国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出して県に設置する財政安定化基金に積み立てるものです。またこの基金については、今後6年間かけて積み立てる予定です。次に第4款、特別高額医療費共同事業交付金505万円ですが、これは著しく高額な医療に関する給付の発生による影響を緩和

するために、全国の広域連合が参加して行う、特定高額医療費共同事業のための拠出金で、指定法人である国保中央会へ拠出するものです。次に第5款、保健事業費2億8,615万1千円ですが、これは後期高齢者に対する健診等を行う事業に関する経費です。健診事業については努力義務ではありますが、本広域連合では、国、市町村で財政支援しながら、各市町村へ事務を委託して実施する予定です。

なお、保険給付の状況、各負担金等の受入時期による不測の事態に備え、一時借入金の最高額として15億円、設定しております。

以上、慎重にご審議のうえ、ご議決等いただきますようお願いいたします。

提案説明を終わります。

[竹内功 広域連合長 降壇]

【上杉栄一 議長】

以上で提案説明を終わります。

休憩

【上杉栄一 議長】

しばらく休憩します。(午後2時12分 休憩)

再開

【上杉栄一 議長】

ただいまから会議を再開します。(午後4時48分 再開)

延長

【上杉栄一 議長】

本日の会議は、議事の都合上時間を延長します。

日程第6 平成20年陳情第1号から平成20年陳情第8号

【上杉栄一 議長】

日程第6、平成20年陳情第1号「後期高齢者医療制度に関する陳情」から平成20年陳情第8号「陳情書」まで以上8陳情を一括して議題とします。

委員会審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、吉岡知己議員。

[吉岡知己 議会運営委員長 登壇]

【吉岡知己 議会運営委員長】

本会議から議会運営委員会に審査を付託されました陳情につきまして、慎重に審議をいたしました。その結果をご報告申し上げます。

まず、陳情第1号については、すでに住民の声を受けるために運営懇話会を設置していること、資格証明書については法律に規定があること、低所得者に対する軽減措置はすでに制度があることなどから全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第2号につきましては、低所得者に対する軽減措置はすでに制度にあるので全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第3号につきましては、資格証明書を発行するということは法律に規定があるので全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第4号につきましては、国民皆保険制度の維持のためには制度は必要であり、持続可能な制度とするためにも利用者に負担を求めることは必要であり、低所得者に対する軽減措置等もあるので全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第5号につきましては、国民皆保険制度の維持のためには制度は必要であり、持続可能な制度とするためにも利用者に負担を求めることは必要であり、低所得者に対する軽減措置等もあるので全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第6号につきましては、法律等に規定されていることを守らない場合には、過料等の罰則を科することは必要であるということから全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第7号につきましては、国民皆保険制度の維持のためには制度は必要であり、持続可能な制度とするためにも利用者に負担を求めることは必要であることなどから全会一致で不採択とすることに決しました。

次に陳情第8号につきましては、低所得者に対する軽減があること、保険料は必要経費等を勘案し、議会での議決を得て条例改正することなどから全会一致で不採択とすることに決しました。

以上で本委員会の審査結果の報告を終わらせていただきます。

[吉岡知己 議会運営委員長 降壇]

【上杉栄一 議長】

これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論はありませんか？

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。
これより平成 20 年陳情第 1 号「後期高齢者医療制度に関する陳情」から平成 20 年陳情第 8 号「陳情書」まで以上 8 陳情を一括して採決します。

おはかりします。

8 陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

8 陳情について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって、8 陳情は委員長報告のとおり決定されました。

日程第 7 議案第 1 号から議案第 8 号まで（質疑・討論・採決）

【上杉栄一 議長】

日程第 7、議案第 1 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」から議案第 8 号「平成 20 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」まで以上 8 案を一括して議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。

おはかりします。

8 案について委員会付託は省略したいと思います。ご異議ありませんか？

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定されました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。

これより議案第 1 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計条例の制定について」から議案第 8 号「平成 20 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」まで以上 8 案を一括して採決します。

おはかりします。

8 案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって 8 案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 議案第 9 号

【上杉栄一 議長】

日程第 8、議案第 9 号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、地方自治法第 117 条の規定により段塚議員の退席を求めます。

[段塚廣文 議員 退場]

【上杉栄一 議長】

提出者の説明を求めます。

竹内 広域連合長。

[竹内功 広域連合長 登壇]

【竹内功 広域連合長】

提案理由説明をさせていただきます。

これは去る 11 月 16 日に倉吉市議会選出の山口博敬議員の広域連合議会議員辞職に伴い、広域連合の監査委員も辞職されたため、現在、欠員となっております。ついては同じ倉吉

市議会選出の段塚廣文議員を監査委員に選出いたしたく、ここに提出させていただくものです。

段塚廣文議員は、議会議員として人格が高潔で行政運営に関しすぐれた識見をお持ちであり、適任であると確信しております。

監査委員として選任する事について議員全員の皆様のご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

[竹内功 広域連合長 降壇]

【上杉栄一 議長】

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。

これより、議案第9号「鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を採決します。

おはかりします。本案について同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

段塚議員の入場を求めます。

[段塚廣文 議員 入場]

日程第9 議員提出議案第1号

【上杉栄一 議長】

日程第9、議員提出議案第1号「鳥取県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、吉岡知己議員

[吉岡知己 議員 登壇]

【吉岡知己 議員】

それでは発議第 1 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

発議第 1 号は、議会の権限のうち、輕易なものを広域連合長の専決事項に指定し、これらの事務を迅速に行うために提案するものであります。

内容としては、法令の改廃等に伴い、広域連合の条例に関して必然的に改正する必要がある、独自の判断をする余地がない場合の改正やその他 100 万円以下の法律上の義務に属する損害賠償や 100 万円以下の訴訟の提起や和解及び調停についてを指定しようとするものであります。

なにとぞ、全議員のみなさんのご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

[吉岡知己 議員 降壇]

【上杉栄一 議長】

おはかりします。

本案について委員会付託は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。したがってそのように決定されました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第 1 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合長の専決事項の指定についてを採決します。

おはかりします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第 10 議会閉会中の継続審査申し出

【上杉栄一 議長】

日程第 10、議会閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり議会運営委員長から議会閉会中の継続審査申し出がありました。

おはかりします。議会運営委員長からの申し出のとおり議会閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」というものあり)

【上杉栄一 議長】

ご異議なしと認めます。

したがって議会閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会

【上杉栄一 議長】

以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これで平成 20 年第 1 回鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。(午後 5 時 00 分 閉会)

会議の経過を記載してその相違ないことを証明するためここに署名する。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長 上杉 栄一

署名議員 吉岡 知己

署名議員 佐々木 秀明